

消費税のインボイス制度

令和3年10月1日から 登録申請書受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

「インボイス 制度」 ってナニ？

●売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）

●買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」 ってナニ？

●売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書

⑥ (株)〇〇御中

11月分 131,200円

① △△商事(株)
登録番号 T012345...

××年 11月 30日

日付	品名	金額
② 11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
④ 8%対象	40,000円	⑤ 消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

③ * 軽減税率対象

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 取引年月日

③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

お問い合わせ先

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

●詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ
（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」
をご覧ください。

特設サイトへ



※当商工会議所でも、10月29日（金）に講習会を予定しております。
詳細は決まり次第お知らせいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金(県)

～まん延防止等重点措置区域以外の全ての市町村の方向け～

鹿児島県は、新型コロナウイルスの感染症拡大を防止するため、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等の皆様に、営業時間短縮(以下、「時短」という。)をお願いし、その要請に応じ、協力いただいた事業者に対して、協力金を支給します。

【協力金の対象】要請前は20時以降も営業していた施設で、県の時短要請(期間:令和3年8月20日(金)0時から同年9月12日(日)24時までの全ての期間)に応じて、営業時間は5時から20時までの間とし、酒類の提供は11時から19時までの間で協力いただいていること。

【協力金の金額】今回の協力金は、店舗の事業規模に応じて額が決まります。

【中小企業】売上高に応じて1店舗当たり「60万円～180万円」

※1日当たりの協力金額(2.5～7.5万円)×要請期間(24日間)

【申請期間】令和3年9月13日(月)から11月5日(金)(当日消印有効)

【申請窓口】〒892-8799 鹿児島東郵便局留 鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

【お問合わせ先】099-295-0286(受付時間9:00～17:00 土日祝日を除く)

【申請方法】「申請窓口」まで申請書類を簡易書留、レターパックで郵送(※事業者ごとに申請)

【申請書類】9月13日(月)午後1時に県のホームページへ掲載されます。

【計算方法】【中小企業】(売上高方式)

2020年度又は2019年度の 8月+9月の1日当たり売上高	～8万3,333円	8万3,333円～25万円	25万円～
協力金の額	2万5千円×24日 =60万円	1日当たり売上高×0.3 (千円単位に切り上げ)×24日 ※売上高に応じて決定 (60万～180万円)	7万5千円×24日 =180万円

【大企業】(売上高減少額方式)(中小企業においても選択可)

2020年度又は 2019年度の 8月+9月の売上高	—	2021年度の 8月+9月の 売上高	=	8月+9月の 売上高減少額 【A】	→	1日当たり売上高減少額は 【A】÷61となります。
----------------------------------	---	--------------------------	---	-------------------------	---	------------------------------

協力金額=(1日当たり売上高減少額×0.4)×24日

*上限は「20万円/日」又は「2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

月次支援金(国)

※県の協力金の支給対象となっている事業者は給付対象外です。

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受け、月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少している中小法人・個人事業者等への事業継続及び立て直しを支援しています。

申請前に登録確認期間から「事業を実施しているか」「給付対象等を正しく理解しているか」等の事前確認を受ける必要があります。

既に、一時支援金を受給している場合又は月次支援金の給付申請に際して事前確認を受けた場合において新たな月次支援金の申請を行う際は改めて事前確認を行う必要はありません。

【給付金額】

中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月

【申請期間】

7月分:令和3年8月1日(日)～9月30日(木) 8月分:令和3年9月1日(金)～10月31日(日)

【はじめて申請される方】

月次支援金ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し、申請IDを発番、申請に必要な書類を準備し、登録機関にて事前確認を受け、月次支援金ホームページからマイページにアクセスし、必要事項を入力し、必要書類を添付し申請する。

【一時支援金または月次支援金を既に受給された方】事前確認が不要/その他書類が不要

マイページから必要事項を入力し、2021年の対象月の売上台帳を添付する。

※一時支援金を受給されていても、月次支援金を初めて申請される場合は、「宣誓・同意書」も提出する。

【お問合わせ先】

相談窓口 TEL:0120-211-240(無料)

ホームページ: <https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>

QRコード

